

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
平成27年度(第1回)保安検査報告書
(1号炉、2号炉)(廃止措置中)

平成27年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要-----	1
(1)保安検査実施期間	
(2)保安検査実施者	
2. 浜岡原子力発電所1、2号炉の設備及び概要-----	1
3. 保安検査内容-----	1
4. 保安検査結果-----	2
(1)総合評価	
(2)検査結果	
(3)違反事項	
5. 特記事項-----	11

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成27年8月26日～28日、31日～9月4日、7日～11日

(2) 保安検査実施者

浜岡原子力規制事務所

統括原子力保安検査官	加藤 照明
原子力保安検査官	永井 昭雄
原子力防災専門官	安本 剛洋
原子力保安検査官	中村 節生
原子力保安検査官	権田 純虎
原子力保安検査官	吉田 恵

2. 浜岡原子力発電所1、2号炉の設備及び概要

号炉	出力	運転開始年月等	廃止措置状況等
1号炉	1593 MWt	運転開始: 昭和51年3月17日 運転終了: 平成21年1月30日	廃止措置中(第一段階) 平成21年11月18日～ 使用済燃料搬出完了 平成25年1月23日
2号炉	2436 MWt	運転開始: 昭和53年11月29日 運転終了: 平成21年1月30日	廃止措置中(第一段階) 平成21年11月18日～ 使用済燃料搬出完了 平成26年2月26日 第5回施設定期検査 平成26年7月23日終了

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① マネジメントレビューの実施状況
- ② 安全文化醸成活動の実施状況
- ③ 保安管理体制の維持状況

- ④ 放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況
- ⑤ 保守管理の実施状況
- ⑥ 測定機器の管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「保安管理体制の維持状況」、「放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「測定機器の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を検査項目として検査を実施した。

「マネジメントレビューの実施状況」については、マネジメントレビューにより品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、社長から改善が指示されていることを、管理責任者へのインタビュー等を通して確認した。また、社長の交代により、品質方針、QMS、保安に関する組織等にどのような変更があるのか、新社長のもとでQMS、安全文化醸成活動等が確実に実施されていることも併せて確認した。

「安全文化醸成活動の実施状況」については、安全文化醸成活動がQMSにおける「業務の計画及び実施プロセス」として位置付けられ、その活動が社内指針・手引に規定されていることを確認した。また、その活動が社長からの方針・指示に基づき管理責任者が原子力部長に対して目標・年度計画を作成させていること、年度毎の分析・評価結果はマネジメントレビューのインプットとされ、次年度へ展開すべき社長決定事項としてアウトプットされること、平成27年6月に就任した新社長のもとでも従前の「安全文化の醸成の方針」等が継承されていくことを確認した。また、平成27年度の安全文化醸成活動においては、前年度の活動の評価結果及びマネジメントレビューにおける社長決定事項等を反映して年度計画が策定され、浜岡原子力規制事務所から提示した平成27年度の取り組み要請事項についても、当該年度計画に反映され、それが各部署の業務執行計画に展開されていることを確認した。

「保安管理体制の維持状況」については、保安に関する組織(本店、浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力発電所)において、保安に関する職務及び会議体(原子力発電保安審議会及び原子力発電所保安運営審議会)の保安に関する審議が適切に実施されていることを議事録等により確認した。また、廃止措置主任者の選任・職務等について、保安規定で規定されている内容が適切に実施されていることを「廃止措置主任者選任・解任決裁書」等により確認した。

「放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況」については、「放射性廃棄物

管理指針」や「放射性固体廃棄物保管管理手引」等の指針・手引に基づき、適切に実施されていることを放射性固体廃棄物保管廃棄記録等により確認するとともに、固体廃棄物貯蔵庫(2号棟)の固体廃棄物の現場確認を行い、手引等に基づき適切に管理されていることを確認した。福島第一発電所由来の降下物影響評価について、計画、調査等が手引に基づき適切に実施されていることを計画書、報告書により確認した。

また、本年6月に実施された低レベル放射性固体廃棄物の発電所外廃棄に関しては、放射性固体廃棄物の輸送容器への収納、輸送容器の線量当量率等の測定・保管、発電所外への運搬計画、車両への輸送容器の積載及び線量当量率の測定、車両による構内外運搬等、一連の業務が、手引等に基づき適切に実施されていることを記録等により確認した。

「保守管理の実施状況」については、「保守管理目標の設定」、「保全プログラムの策定」、「保全の対象範囲の策定」、「保全重要度の設定」、「保全の有効性評価」、「保守管理の有効性評価」等の保守管理に係る業務のプロセスや実施方法が、廃止措置段階の1・2号炉向けに策定された保守管理指針、関連手引等に定められ、これらに従って保守管理が適切に実施されていることを、点検計画、工事計画確認書、設計検証記録、保全の有効性評価記録等にて確認した。

「測定機器の管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、今年6月に中国電力株式会社島根原子力発電所において低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備が確認されたことから、測定機器の校正が適切に行われていることを、「点検計画管理表」等から任意に抜き取った複数の測定機器の「保全作業報告書」、「校正成績書」、「校正証明書」、「有効・校正期限証」等により確認した。

検査の結果、今回検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者(以下「原子炉設置者」という。)からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

なお、検査日程に係る柔軟な検査の方針も踏まえ、今回の検査では廃止措置に係る基本検査項目6件のうち3件の保安検査項目(基本検査項目①、②及び④)については、3号炉、4号炉及び5号炉に係る保安検査と一緒に実施した。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

① マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューについて、マネジメントレビューにより品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、社長から改善が指示されていることを、管理責任者へのインタビュー等を通して確認し、また、社長の交代により、品質方針、QMS、保安に関する組織等にどのような変更があるのか、新

社長のもとでQMS、安全文化醸成活動等が確実に実施されていることも併せて確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、マネジメントレビューの実施については原子力品質保証規程に規定していること、マネジメントレビューの実施方法については「マネジメントレビュー手引」に規定していること、マネジメントレビューの実施頻度、インプット情報、結果の配布・周知、記録等の実施方法については「マネジメントレビュー手引」に規定していること、マネジメントレビューに関連する内部監査の実施については「原子力内部監査指針」に規定していること、マネジメントレビューの具体的な手順については「原子力内部監査の手引」に規定していることを確認した。また、「マネジメントレビュー手引」、「原子力内部監査指針」及び「原子力内部監査の手引」が必要に応じて改訂されていることを決裁書により確認した。

社長が実施した平成26年度マネジメントレビューの実施状況について、「平成26年度第4四半期データ分析結果報告書」、「平成26年度マネジメントレビュー報告書」、「マネジメントレビュー議事メモ」、「平成26年度内部監査報告書(年度報告)」、「平成26年度マネジメントレビュー結果について」、「平成26年度マネジメントレビュー決定事項改善計画書」等の関係文書や記録により確認するとともに、経営層の関与や取り組み状況を確認するため、管理責任者である原子力本部長及び経営考査室長に対してインタビューを実施した。また、マネジメントレビュー結果の周知状況を確認するため、浜岡原子力発電所長に対するインタビューを実施した。

平成26年度マネジメントレビューは平成27年5月25日に実施されたことを「平成26年度マネジメントレビュー報告書」及び「マネジメントレビュー議事メモ」により確認した。当該報告書には、原子力安全の達成に関する外部の受け止め方、監査の結果、プロセスの成果を含む実施状況、是正処置・予防処置の状況、安全文化醸成活動、前回マネジメントレビューのフォローアップ状況等の情報がインプットされていることを確認した。また、外部の受け止め方(原子炉設置者社長と原子力規制委員長との意見交換)のインプットから、「プラント長期停止後の再起動を確実にするため、現場力、技術力の向上を図ること」がアウトプットされたこと等4件の改善事項がアウトプットされたことを確認した。

マネジメントレビューへのインプットについては、「平成26年度第4四半期データ分析結果報告書」の分析結果がインプットされており、その分析結果には「保守管理(廃止措置)のプロセス」が分析データに含まれていることを確認した。当該インプットについては、本店の会議体である品質保証審議会において審議されていることを確認した。また、監査の結果のインプットについては、「平成26年度原子力内部監査報告書(年度報告)」により確認した。

マネジメントレビュー結果と改善が必要とされた事項については、原子力部品質保証グループから発出された平成27年6月5日付け「平成26年度マネジメントレビュー結果について」の文書が「マネジメントレビュー手引」に規定された周知先へ伝達されていることを確認した。この措置を受け、発電所長は、発電所総括部署の長である発電所品質保証グループ主幹に、発電所のプロセス総括者及び主管部署へ必要な改善の指示をさせ、プロセス総

括者である安全品質保証部長は、「平成26年度マネジメントレビュー決定事項改善計画書」を作成し、必要な改善計画を明確にしていることを確認した。その改善計画を実施するため「平成27年度発電所品質目標」を作成し、品質目標には「確実な廃止措置の実施に向けた取り組み」が含まれていることを確認した。安全文化醸成活動については、マネジメントレビューによる決定事項を反映するため、平成27年7月30日付けで「平成27年度安全文化の醸成に関する年度計画」が変更されていることを確認した。また、本年6月25日に社長交代があったが、新社長となる副社長に対し、新社長になることが決定した後、6月3日に本店原子力部品質保証グループが平成26年度マネジメントレビュー結果について説明を行った結果、前社長の決定内容に変更がなかったことを議事録により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②安全文化醸成活動の実施状況

保安規定においては、経営層の関与のもと、安全の確保を最優先とする価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していくための安全文化を醸成する活動を実施することが定められており、平成26年度の安全文化醸成活動の実施状況及びその評価、マネジメントレビューの内容及びアウトプット等の平成27年度計画への反映状況等、当該活動が確実に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、安全文化醸成活動のプロセスが、QMSにおける「業務の計画及び実施プロセス」として位置付けられ、「安全文化の醸成に関する指針」及び「安全文化の醸成に関する手引」等の社内指針・手引に規定されていること、「安全文化の醸成に関する指針」の下部規程として新たに「ヒューマンパフォーマンス向上手引」を制定し、ヒューマンパフォーマンス向上のための活動の仕組みを具体化し、文書化していること等を確認した。

また、安全文化醸成活動においては、社長からの方針・指示に基づき管理責任者が「安全文化の醸成に関する指針」を定め、目標・年度計画を作成させていること、年度毎の分析・評価は、原子炉設置者が設定した安全文化醸成活動の計画・実施・評価のための視点である4つの側面（「コンプライアンス」、「コミュニケーション」、「技術力」、「士気・やる気」）毎に実施され、その評価結果はマネジメントレビュー等のインプットとされ、次年度へ展開すべき社長決定事項としてアウトプットされること等、安全文化醸成活動に係るPDCAが回されていることを確認した。また、平成27年6月に就任した新社長のもとでも、従来の「安全文化の醸成の方針」及び平成27年5月25日に実施された平成26年度マネジメントレビューにおける安全文化醸成活動に関連したアウトプット（前社長決定事項）が継承されていくことを、新社長名のもとでの「品質方針」の社内掲示及び関係者への聴取等により確認した。

平成26年度の安全文化醸成活動の実施状況については、発電所長レビュー、管理責任者レビュー、マネジメントレビューにおけるインプット・アウトプットの策定プロセスとその評価内容、平成26年度の浜岡原子力規制事務所からの3件の取り組み要請事項（「コンプラ

イアンスにおけるルール確認の徹底」、「技術力の維持・向上に係る個人の力量認定の改善促進」、「部署内コミュニケーション力の向上、作業員に対する説明不足・不明確な情報発信や指示の改善」)の対応状況等について確認し、平成27年5月29日に公表し、発電所長に手渡した「安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について」の内容と齟齬がないことを再度保安検査として確認した。

平成27年度の安全文化醸成活動の実施状況については、社内手引である「安全文化の醸成に関する手引」の要求事項に基づき、平成26年度の安全文化醸成活動の評価結果及びマネジメントレビューにおける社長決定事項等を反映して「安全文化の醸成に関する年度計画」が策定されており、当該年度において特に重点を置く項目の監視・測定・評価方法及び安全文化の劣化徴候を把握する項目等が盛り込まれていることを確認した。併せて、浜岡原子力規制事務所から提示した平成27年度の2件の取り組み要請事項(「系統分離作業における三現主義(現場・現物・現実)の実行とトラブルの未然防止ができる人材の育成」、「ルールの確認・習得が不十分なために起こすヒューマンエラー低減のための有効な対策の実施」)に対しては、発電所における「リーダーシップを発揮したヒューマンパフォーマンス向上」をテーマとした活動として、各部署における管理職の期待事項の表明とマネジメントオブザベーション(管理職による現場観察)の実施、社内の不適合事象から選定した10件の事象を題材に各部署において「ルールの習得等の基本事項の徹底不足」の観点から抽出した共通要因とその対策の立案・実行等が、また、「伝わるコミュニケーション力向上」をテーマとした活動としては、意図が明確に相手に伝わるコミュニケーション力向上の研修の実施が、「平成27年度安全文化の醸成に関する年度計画」において計画されていることを確認した。また、この年度計画から平成27年度の発電所各部署の業務執行計画への展開状況については、発電所2部門(品質保証G及び廃止措置工事課)分について抜き取り確認を行い、各部署の業務執行計画に展開されていることを、「平成27年度業務執行計画兼実施状況報告書」の記録及び関係者からの聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

③保安管理体制の維持状況

保安に関する組織(本店、浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力発電所)において、保安に関する職務及び会議体(原子力発電保安審議会及び原子力発電所保安運営審議会)の保安に関する審議が適切に実施されていること、廃止措置主任者(以下、主任者という。)の選任・職務等について、保安規定で規定されている内容が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

検査の結果、「保安に関する組織」及び「保安に関する職務」については、廃止措置が第2段階に移行することに伴い解体工事が本格化することから、本店原子力部が所管する廃止措置に関する業務を行う部門と浜岡原子力発電所とが一体となって廃止措置を進

めるため、平成27年7月に行われた「同部門の浜岡原子力発電所廃止措置部への統合」の組織改正が、「品質保証計画書」及び「内部コミュニケーション手引」等の指針・手引に反映されていることを確認した。

「原子力発電保安審議会」及び「原子力発電所保安運営審議会」については、保安規定に示された要求事項を受け、会議の目的、付議事項、開催時期、構成等が「内部コミュニケーション手引」に定められていることを確認した。また、議事録により、審議内容、主任者の活動状況等について確認するとともに、主任者が欠席した場合、主任者に対する確認も同手引に従い適切に実施されていることを確認した。

主任者の職務及び選任については、保安規定に示された要求事項を受け、主任者の保安監督の分掌範囲、指示・報告・確認等の職務、主任者の選任・解任の手続き等が「原子炉主任技術者・廃止措置主任者の職務等に関する手引」に定められていることを確認した。主任者の職務の実施状況については、「放射性液体廃棄物管理四半期報(2015年度第1四半期)」、「平成26年度 所員への保安教育実施報告書」、「廃止措置工事完了報告書(浜岡1・2号炉再生薬品設備解体撤去工事)」等により確認した。主任者の選任については、同手引に従い適切に実施されていることを「廃止措置主任選任・解任決裁書」及び「原子炉主任技術者免状」により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

④放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況

保安規定第40条(放射性固体廃棄物の管理)、第41条(放射性固体廃棄物の識別管理)、第41条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)及び第41条の3(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)で規定されている放射性固体廃棄物の管理に係る業務が、保安規定に基づき適切に実施されていることを確認するとともに、平成27年6月に実施された低レベル放射性固体廃棄物の発電所外廃棄に係る一連の業務の管理状況等を確認することとし検査を実施した。

検査の結果、放射性固体廃棄物の管理に係る保安規定の遵守事項を関連指針・手引類に定め、業務フローに従い適切な管理の下で放射性固体廃棄物の 貯蔵・運搬・検査が実施されていることを、「放射性廃棄物管理指針」、「放射性固体廃棄物保管管理手引」等の関連指針・手引類、実施計画書、記録等により確認した。また、放射性固体廃棄物の保管状況について、固体廃棄物貯蔵庫(2号棟)に立ち入り、手引に基づく点検記録等により管理されていることを確認した。

力量については、課員は力量認定手引により、委託員は廃棄体製作管理手引による選任または委託業務仕様書による認定が行われていることを力量認定表等の記録により確認した。また、使用設備及び測定器については、「廃棄体製作管理手引」または「保守管理指針」に基づく点検計画により点検を実施するとともに、廃棄体検査及び廃棄体製作においては、設備使用前に点検を実施していることを日常点検表等により確認した。

放射性固体廃棄物の識別管理については、「放射性固体廃棄物保管管理手引」により発生段階、処理段階、保管段階において、発生号炉別、焼却灰については発生量比率で割り当て、各号炉別に管理していることを放射性固体廃棄物保管廃棄記録により確認した。

福島第一発電所由来の放射性物質の影響の有無については、「降下物影響評価・対応手引」に基づく調査計画をもとに調査を実施して、影響範囲を特定していることを、「浜岡原子力発電所降下物影響調査計画書」及び「浜岡原子力発電所降下物影響調査報告書」により確認した。

なお、放射性廃棄物でない廃棄物については、「放射性廃棄物でない廃棄物取扱手引」制定後、未だ実施されていないことを確認した。

また、平成27年6月に実施された低レベル放射性固体廃棄物の発電所外廃棄に関しては、放射性固体廃棄物の分別、溶融、ドラム缶等への封入・固型化、輸送容器への収納、輸送容器の線量当量率等の測定・保管、発電所外への運搬計画の立案と発電所長による承認、車両への輸送容器の積載及び線量当量率の測定、車両による構内外運搬等、一連の業務が、「廃棄体製作管理手引」、「低レベル放射性廃棄物運搬管理手引」等に基づき適切に実施されていることを運搬計画書、運搬記録等により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

⑤保守管理の実施状況

保安規定で定められている「保守管理目標の設定」、「保全プログラムの策定」、「保全の対象範囲の策定」、「保全重要度の設定」、「保全計画の策定」、「保全の実施」、「点検・補修等の結果の確認・評価」、「点検・補修等の不適合管理」、「保全の有効性評価」、「保守管理の有効性評価」等に係る要求事項を遵守するため、保守管理に係る業務のプロセスや実施方法が、運転段階の3～5号炉とは別に廃止措置段階の1・2号炉向けに策定された保守管理指針、関連手引等に定められ、これらに従って保守管理が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

「保守管理目標の設定」については、昨年度の保守管理の有効性評価に基づき保守管理の改善を継続して図ることを目的に、本年度の保守管理目標(2項目)が定められていることを「平成26年度保守管理の有効性評価結果記録」及び「平成27年度発電所品質目標」にて確認した。各保守管理目標とその設定理由は以下のとおりである。

ア) 保守管理(廃止措置)における計画及び実施の不備による重大な不適合件数: 0件、

是正処置の検討を必要とする不適合件数: 2件以下

設定理由: 昨年度の「ヒューマンエラーを原因とする保守管理の現場における不適合: 2件以下」は目標を達成できたことから、目標を高めて継続的に実施

イ) 保守管理(廃止措置)向上に寄与する改善件数: 12件以上

設定理由: 保守管理の改善に対する更なる意識向上のため継続実施(昨年度は目標

達成)

これらの保守管理目標の達成のため、「過去のヒューマンエラー事例の課会等での紹介」、「TBM(ツール・ボックス・ミーティング)への参加による請負会社とのコミュニケーション励行」等の施策を展開し、今年度第1四半期は、上記ア)の不適合は無く、上記イ)の改善提案は2件であることを、廃止措置工事課の「平成27年度業務執行計画兼実施状況報告書」にて確認した。

また、「保守管理の実施方針」については、リーフレットとして発電所員及び本店の原子力部員に配布され、周知が図られていることを確認した。

「保安全管理プログラムの策定」については、「平成26年度保守管理の有効性評価結果記録」、「保全の有効性評価記録」、「工事要領書反映事項DB(データベース)」及び「スクリーニング報告書」にて、1・2号炉での是正処置、3～5号炉からの水平展開、保全の有効性評価の結果及び他電力会社の原子力発電所での改善事例が保安全管理プログラムに反映されている事例を確認した。

「保全の対象範囲の策定」については、「保安規定 第2編 添付-3 廃止措置対象施設の維持管理(第62条関連)」に示された保全の対象範囲が保全計画へ展開されていることを、「点検計画(施設管理編)(廃止措置)」にて確認した。

「保全重要度の設定」については、保安規定に示された要求事項を受け、「原子力施設の重要度分類手引」に1・2号炉の各系統の保全重要度が定められ、それに基づき、設備や機器毎に保全重要度が設定されていることを「点検計画(機器別一覧)」にて確認した。

「保全計画の策定」については、「点検計画の策定」、「補修、取替え及び改造計画」及び「特別な保全計画の策定」に係る業務のプロセスや実施方法が、「保守管理指針(廃止措置)」、「点検計画管理手引(廃止措置)」等の指針・手引に定められていることを確認した。

「点検計画の策定」については、設備や機器毎に、点検の保全方式、点検の方法、採取データ項目、評価方法、管理基準、実施頻度及び実施時期が設定されていることを「点検計画(施設管理編)(廃止措置)」、「点検計画(機器別一覧)」等にて確認した。

また、長期的な傾向監視については、「1・2号炉所内用コンプレッサ(B)のクリアランス記録」にて、点検時のコネクティングロッドとクランクシャフト等とのクリアランスの測定を2009年度から継続している事例を確認した。また、時間基準保全にて点検を実施してきた回転機器や通電機器を状態基準保全に移行することを目的に、今年4月から定期的にポンプ出入口圧力等のデータを採取し、傾向データの蓄積を図っていることを、「1号炉施設点検採取データグラフ」にて確認した。

「補修、取替え及び改造計画」については、工事の向こう10年間分の計画が策定されていることを「個別件名投資額調査表」にて確認するとともに、「電気ボイラ設置」の工事案件において、工事目的、工事内容、工期等が定められた「工事計画確認書」が発行されていることを確認した。

「特別な保全計画の策定」については、該当する計画はないことを確認した。

「保全の実施」については、「電気ボイラ設置」の工事案件における実施状況を確認した。本工事は、平成27年4月に基本設計を開始して平成29年12月に完了する予定であり、計画策定、設計レビュー、設計検証、調達等が「品質保証計画書」に従って実施されていることを、「エンジニアリングスケジュール」、「設計検討書」、「設計検証記録」、「購入仕様書」等にて確認した。

「点検・補修等の不適合管理」については、是正処置の検討を必要とする不適合（2号炉の所内ボイラー（A）の常時閉であるべき給水バイパス弁が開弁していたことにより同ボイラーが満水となりさらに同ボイラーのバーナー用蒸気電磁弁シートリークにより火炉側へ缶水が流入した事象）を対象に不適合管理が「不適合等管理指針」に従って実施されていることを「是正措置報告書」等にて確認した。

「保全の有効性評価」については、平成26年度の保全の有効性評価件数は46件であり、それぞれについて保守管理目標に影響を及ぼす情報であるかの評価がなされていることを、「平成26年度保守管理の有効性評価記録」にて確認した。また、是正処置段階にて有効性評価が必要と判断された「1号炉起動変圧器火災感知器の誤動作」について、是正処置の有効性を評価して点検計画表の改善を図っている事例を「保全の有効性評価記録」及び「点検計画（施設管理編）（廃止措置）」にて確認した。

「保守管理の有効性評価」については、平成26年度の保全の有効性評価結果、保守管理目標の達成状況及び是正処置情報に基づき平成26年度の保守管理の有効性評価が行なわれ、平成27年度の保守管理目標が導出されていることを「平成26年度保守管理の有効性評価記録」にて確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

⑥測定機器の管理の実施状況（抜き打ち検査）

今年6月に中国電力株式会社島根原子力発電所において低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備が確認されたことから、測定機器の校正が適切に行われているかを確認するため、抜き打ち検査を実施した。

検査の結果、「点検計画管理表」、「妥当性評価が必要な測定機器一覧」及び「測定器管理表」から任意に抜き取った複数の測定機器24台の校正が、「保守管理指針（廃止措置）」、「放射線廃棄物管理指針」等の社内指針・手引類に従い適切に行われていることを、「保全作業報告書」、「校正成績書」、「校正証明書」等により確認した。また、24台のうち、「測定器管理表」から抜き取った可搬の測定機器14台については、使用期限内であることを示す「有効・校正期限証」が測定機器に貼付されていることを、測定機器の保管場所である2号炉の工具室にて確認した。

測定機器の点検実施のフォローについては、「点検計画管理表」、「年間業務管理表」等により定期的に実施していることを確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程(1/3)

月 日	8月24日(月)	8月25日(火)	8月26日(水)	8月27日(木)	8月28日(金)	8月29日(土)	8月30日(日)
午 前			<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視(本店) ◎マネジメントレビューの実施状況 ○安全文化醸成活動の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視(本店) ◎マネジメントレビューの実施状況 ○安全文化醸成活動の実施状況 		
午 後			<ul style="list-style-type: none"> ◇測定機器の管理の実施状況(抜き打ち検査) ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (本店) ◎マネジメントレビューの実施状況 ○安全文化醸成活動の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> (本店) ◎マネジメントレビューの実施状況 ○安全文化醸成活動の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 		

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:基本検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

初回会議、8月27日～28日、8月31日～9月1日、9月9日～9月10日及び最終会議は3～5号炉保安検査と併せて実施。

保安検査日程(2/3)

月 日	8月31日(月)	9月1日(火)	9月2日(水)	9月3日(木)	9月4日(金)	9月5日(土)	9月6日(日)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 (発電所) ○安全文化醸成活動の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 (発電所) ◎マネジメントレビューの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保守管理の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保守管理の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安管理体制の維持状況	/	/
午 後	(発電所) ○安全文化醸成活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	(発電所) ◎マネジメントレビューの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	○保守管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	○保守管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	○保安管理体制の維持状況 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	/	/

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:基本検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

初回会議、8月27日～28日、8月31日～9月1日、9月9日～9月10日及び最終会議は3～5号炉保安検査と併せて実施。

保安検査日程(3/3)

月 日	9月7日(月)	9月8日(火)	9月9日(水)	9月10日(木)	9月11日(金)	9月12日(土)	9月13日(日)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ◎放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 ◎放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●廃止措置管理状況の聴取と記録確認 ●中央制御室の巡視 		
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◎放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●最終会議 		

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:基本検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

初回会議、8月27日～28日、8月31日～9月1日、9月9日～9月10日及び最終会議は3～5号炉保安検査と併せて実施。